ID:　421

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	教育及び保育実施の解除
例　規　名 根 拠 条 項	芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例　第6条
例 規 番 号	平成30年条例第33号

【根拠条文】

（教育及び保育実施の解除）

第6条　次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。

(1)　児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の5各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。

(2)　入園している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。

(3)　児童の保護者が偽りその他不正の手段により入園の許可を受けていたことが判明したとき。

(4)　その他教育及び保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成31年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日